

横浜市小児医療費助成制度の対象拡大について

日頃から本市医療費助成事業について、御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和5年第1回市会定例会において、条例の一部改正が議決され、**令和5年8月から横浜市小児医療費助成制度の所得制限及び一部負担金を撤廃**することとなりましたので、御説明します。

引き続き、貴会様並びに会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、会員の皆様への御周知もお願い申し上げます。

1 改正の概要

年齢	0歳	1-2歳	3歳-小3	小4-中3
助成対象	入院・通院			
所得制限	なし		あり	
これまで 助成内容	所得制限 額未滿	非課税	全額助成	
	所得制限 額未滿	課税	全額助成	一部負担 金あり
	所得制限額以上	全額助成	一部負担 金あり	対象外

8月以降

➔

無料に！

年齢	0歳-中3
助成対象	入院・通院
所得制限	なし
助成内容	全額助成

※ 原則として、0歳から中学3年生までの全てのお子さまが助成の対象となり、保険診療の自己負担分を全額助成します。

2 新たな助成対象者数（見込み）

- (1) 新たに医療証が交付される方 約13万人
- (2) 一部負担金が0円になる方 約10万人

3 実施日

令和5年8月1日診療・調剤分から

4 その他

- (1) 市内医療機関・調剤薬局様へ別添の周知用ポスター及び説明資料を5月末頃に本市から直接送付します。職員の方への周知及びポスターの掲出（8月末頃まで）にご協力いただきますようお願いいたします。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金及び神奈川県国民健康保険団体連合会のホームページでも6月1日からご案内します。
- (3) レセプト請求方法は従前と同様です。必要により、独自に導入されておりますレセプトコンピュータ等のシステム改修について、ご準備をお願いします。
- (4) これまで対象外だった方には、5月下旬に本市から申請書を郵送します。申請のあった方には、7月下旬頃に新しい医療証を本市から郵送します。
- (5) これまで一部負担金ありの医療証をお持ちだった方には、7月下旬頃に一部負担金が0円の医療証を本市から郵送します。

(担当) 健康福祉局医療援助課福祉医療係

担当：加藤、二宮、石坂

電話：671-4115・FAX：664-0403

Eメール：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp